

発行所 株式会社 FPシミュレーション 大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

要件が緩和される事業用資産の買換え

Q: 法人の事業用資産の買換特例の要件が大幅に緩和されると聞きました。その内容を教えてください。

A: 平成10年度の税制改正では、法人の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例の適用要件が大幅に緩和されることになりました。

具体的には、「長期所有土地等から建物・機械等の減価償却資産への買換え」について、既成市街地等以外への買換えとしている地域限定が解除されるとともに、買換資産の範囲に土地が加えられます。また、譲渡資産に係る要件が所有期間10年超（現行は昭和56年12月31日以前取得分）に緩和されます。

「既成市街地等の内から外への買換え」については、譲渡資産の範囲から貸付けの用に供されているものを除外する旨の規定が廃止され、貸付用資産の買換えも特例の対象に含まれることとなります。

これらの改正により、譲渡資産の所有期間が10年超ならば、場所の制限がなく、事業用ならばどこでも、何を買っても買換えの特例が適用できることとなります。また、課税繰延割合も、60%から80%に引き上げられます。

なお、上記の買換特例の改正事項は「平成10年1月1日から平成12年12月31日」までに行う資産の譲渡・取得について適用されます。

